

大分県立芸術文化短期大学紀要要項

(名称)

第1条 この紀要の名称は、「大分県立芸術文化短期大学研究紀要」(英文名称 BULLETIN OF OITA PREFECTURAL COLLEGE OF ARTS AND CULTURE)とする。

(発行)

第2条 この紀要は、大分県立芸術文化短期大学における研究・教育の成果を発表する学術研究誌であり、年1回の発行を原則とする。

(編集)

第3条 この紀要の編集は、研究情報室において行うものとする。

(収録内容)

第4条 収録内容は、本学専任教員がまとめた論文、調査報告、研究ノート、書評、翻訳、作品発表で、学術的に価値のある未発表のものとする。なお、共同研究の場合、主たる研究代表者が本学の教員でなければならない。

(原稿の提出)

第5条 原稿の提出は、別途定める期日までに研究情報室あてに行うものとする。

2 提出原稿は、原則として紀要同一号に対して1人1篇とする。

3 提出原稿は、完全原稿とし、電子媒体に保存したもの1部と印刷されたもの1部を提出する。

(原稿の採択)

第6条 提出原稿が著しく多い場合、研究情報室において原稿の採否を決定する。

(原稿の修正)

第7条 提出原稿に何らかの不審な点がある場合、研究情報室は各専門分野の研究者に審査を依頼することができる。

2 大学の品位を著しく傷つける内容が発見された場合、研究情報室は執筆者に原稿内容の加除、修正を求められることができる。

(原稿の形式)

第8条 原稿の形式は次のとおりとする。

(1) 本文は、下表の枚数以内とする。ただし、図表、参考文献、註等の一切を含む。

	論文	調査報告	研究ノート	書評	翻訳	作品発表
A4用紙 (40字×40字)	20枚	同左	10枚	5枚	10枚	5枚

(2) 図、表は、レイアウト用紙で1ページ以内の大きさ及び掲載場所を明示すること。

(3) 論文原稿は、学会等で通用する形式であること。

(4) 共同研究者が本学教員でない場合、その所属、職名を本文末尾に付記すること。

(5) 論文のタイトル・氏名には、英語等外国語表記を併記すること。

(校正)

第9条 校正は、研究情報室が指定した期日に執筆者の責任において行うこととする。なお、校正回数は3回とする。

(別刷)

第10条 別刷は、執筆者に無料で30部配布する。これを超える部数については、執筆者の実費負担とする。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された論文等の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、本学が行う紀要の電子化及び電子的手段による配布に伴う行為に対しては、執筆者はあらかじめこれに許諾を与えるものとする。